

第 68 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 9 月 27 日（金） 14 : 35 ~ 15 : 30

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 53 号の答申「日本標準産業分類の改定について」
- (2) 諮問第 55 号の答申「工業統計調査の変更について」、諮問第 56 号の答申「工業統計調査の指定の変更について」
- (3) 諮問第 57 号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果について
- (5) その他

5 議事録

○樋口委員長 定刻になりましたので、ただいまから第68回統計委員会を開催いたします。本日は縣委員、安部委員、川本委員が所用のため欠席です。

議事に入る前に、本日用意されております資料について、説明をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料について御説明をいたします。

本日は大きく 4 つの議事を予定しており、資料はそれに対応したものを 5 つ用意してい

ます。

まず、議事の（１）～（３）の答申関係でございますけれども、それに対応するのは資料１、資料２－１、２－２、資料３でございます。資料２－１と資料２－２はクリップで１つにまとめられていますので、御確認をお願いいたします。

議事の（４）につきましては、資料４となりますが、これは先ほどの基本計画部会において御審議いただいたものを用います。

参考１は、資料４について委員長が総務大臣に提出するための通知文でございます。

参考２は、日本品質管理学会における取り組みの結果でございます。

参考３、参考４は、議事録、議事概要でございます。

私の方からは以上でございます。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

「諮問第53号の答申『日本標準産業の改定について』（案）」につきまして、統計基準部会の深尾部会長から説明をお願いいたします。

○深尾委員 御説明します。

御手元の配布資料１が表になっている、上側をクリップで閉じられた一式の書類を御覧ください。一番上のクリップを外していただくと、少し見やすくなるかと思えます。

諮問第53号、日本標準産業分類の変更については、本年５月17日の第64回統計委員会に諮問され、統計基準部会に審議が付託されました。

同部会におきましては、５月24日の第11回部会から８月27日の第14回部会まで計４回の審議を行い、答申案を取りまとめました。

第11回部会については６月の統計委員会で報告しておりますが、その後、12、13、14回についての内容は、お手元の資料１の後ろのほうに資料１の参考資料１～３としてついていきますので、そちらを御覧ください。時間の制約もありますので、詳細については省略させていただきます。参考資料の中で、参考資料４が諮問文、参考資料５が諮問の概要となっています。

それでは、答申案、一番上にある資料１に基づいて御説明します。こちらを御覧ください。

答申案につきましては「１ 変更の適否」「２ 理由」「３ 今後の課題」という構成になっております。以下、順次説明します。

「１ 変更の適否」は、資料１のすぐ後ろにあります別紙１に添付しております、一般原則と一般原則のすぐ後に入っています分類項目表について、諮問どおりとすることが適当であるという結論になっています。

その理由を個々に説明していますが、資料１の「２ 理由」のところであります。

最初に「（１）『一般原則』の統計基準であることの明確化」ですが、これまで一般原則については公示しておりませんでした。改めて統計基準として明確化し、公示したいということです。

これについては、別紙1の一般原則は「産業の定義」や「事業所の定義」といった基本的な原則が記載されており、これをもとに各種統計調査の設計が行われることを踏まえると、統計法で言う「統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」に該当すると思われるので、適当であるとしています。

次に「(2) 分類項目の変更」です。前段として、今回の変更は基本計画に基づいて検討した結果であるということ、基本計画で課題とされていることへの対応であること、また別紙2に付しておりますが、部会審議に先立ち、どのような観点から審議するか、いっぱい資料があって恐縮なのですが、これは別紙1の下に1枚紙の紙があります。

これは審議に先立って、部会として項目の新設、廃止等に当たって、どういう考え方に基づいて行うかということについて、今回、合意しました。その意味で重要な文書だと思いますが「日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方」というものです。

これに合意し、それに沿って審議したことをこの答申案でも記載しました。ここから個別分類項目についての記載であります。最初に「ア 分類項目の新設」では、小分類を1つ、細分類を5つ新設したいというものです。

i 番目は「幼保連携型認定こども園」です。昨年8月に法律が成立しまして、現在の認定こども園制度が改善され、学校と児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ、単一の認可施設として新しい幼保連携型認定こども園が制度化されることになりました。

原案は、中分類「学校教育」のもとに小分類と細分類のそれぞれ幼保連携型認定こども園を新設したいというものです。

現在のところ、幼稚園と保育所で大分類が入るところが「教育」と「福祉」で違っておりまして、この幼稚園と保育所の両方の性格を持つ新しい幼保連携型認定こども園をどちらに入れるかという問題なのですが、基本的にここにも書きましたように、子どもが小学校、中学校と教育を受けていく連続性の中で位置づけられること、幼稚園と同じ並びの場合は、小分類として立てることができるといったことから、大分類「教育」の中に新設するということは適当であるという判断に達しました。

次に「市場調査・世論調査・社会調査業」ですが、これは細分類でいうと「その他の情報処理・提供サービス業」の中に現在は含まれていますが、それを細分類として新設したいというものです。

これについては、先ほどお話しした別紙2の数量的な基準を満たしていること、国際標準産業分類にも対応する分類項目があること等から判断して、適当であるという結論に達しました。

次に「リラクゼーション業」ですが、これは細分類で現在「他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれていますが、これを同小分類の下の細分類として新設したいというものです。

これについても、数量的な基準を満たしていること、消費者保護等、今後の政策の展開

において統計調査の結果を把握する必要があること、新設することは適当であるという結論になりました。

それから「リラクゼーション業」の名称については、正しい英語の発音からするとリラクゼーション業ではないかという指摘がありました。英語の辞書などは確認した限りではリラクゼーション業なのですが、日本語の辞書等ではリラクゼーションのほうしか載っていない辞書があることとか、業界等でもこの認識が広まっているということで、日本標準職業分類の例示の中に「リラクゼーションセラピスト」という記載もあることから、原案のとおりでやむを得ないという結論になりました。

次に「ネイルサービス業」ですが、先ほどのリラクゼーション業と同じ細分類「他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれていますが、これを細分類として新設したいというものです。

これについても数量的な基準を満たしており、消費者保護政策等、今後の政策の展開の点からも新設することが適当であるとしています。

最後に「コールセンター業」です。

これは、現在、細分類「他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれていますが、これを細分類として新設したいというものです。

これも数量的な基準を満たしていること、雇用政策のための企業誘致の施策等、今後の政策の展開においても重要であると考えられること、さらには国際標準産業分類においても対応する分類項目があること等から判断して、新設することが適当であるという結論に達しました。

以上が、新設する分類項目です。

次に、分類項目の移動が1つと名称変更が7つあります。

移動については、お手元の資料1でいうと3ページの下段のほう「イ 分類項目の移動」のところですが、現在は細分類の「床板製造業」は小分類の「製材業、木製品製造業」のもとに置けていますが、これを小分類の「造作材・合板・建築用組立材料製造業」へ移動するというものです。

これについては、現在、国内で生産されている床板の95%が複合フローリングであって、「製材」よりも「造作材」のグループのほうが実態をよく反映すると考えられますので、適当であるとしました。

分類名称の変更について細かい表が4ページにありますが、こちらについては新旧の名称をここに掲げてありますが、これらは表の下段に注として書いたところに制度変更の具体的なことが簡単に説明してありますが、制度変更への対応や表現の明確化のために変更を行っているものですので、いずれも適当であると判断しました。

分類項目の変更は以上であります。

次に、資料1ですと4ページ一番下のところですが「(3) 前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」について、御説明します。

これについては、資料1の5ページの上段に表の形でまとめてあります。表の左側に前回の指摘事項を記載し、右側にその対応を記載しています。

事項としては5つあります。

1つ目は、大分類の「農業」と「林業」を前回統合しましたが、それについて国勢調査の結果が施策遂行上の根拠情報として利用されている等のため、統合後においても、引き続き行政ニーズに対応したデータが得られるような措置を講ずることとされています。

これについては、例えば国勢調査で「うち農業」という結果も表章されていることなどから、きちんと対応されていると確認しました。

2つ目は、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」についてですが、極めて事業所等が少ないので、この大分類の扱いをどうするか、他と統合する可能性はないかということが宿題として残っていました。

経済産業省からも検討した結果について説明がありましたが、事業活動の類似性の観点から他の大分類と統合する可能性は薄いという、例えば、マニファクチャリングとさすがに統合するわけにもいかない。それから、国際比較の観点、将来的な展望等を総合的に検討した結果、大分類として存続させたいということで、これを妥当としました。

3つ目は、1つ目と同じように、大分類で「不動産業」と「物品賃貸業」が、前回、統合・新設された件ですが、これについても、不動産業について別掲等の必要な措置が講じられているという判断にいたしました。

4つ目と5つ目は対応欄が同じなので、あわせて説明します。

前回、新たに分類項目を設けました中分類「無店舗小売業」と中分類ごとに共通に設けた「管理、補助的経済活動を行う事業所」について、統計調査実施上の問題点等を把握・検証する必要があるというものでした。

これについて、第11回統計基準部会で総務省政策統括官室より説明があり、平成21年経済センサス基礎調査の実査及び産業分類格付事務等を検証したが、一定の事業所が捕捉されており、産業格付上も特に問題は見当たらなかったということでした。

部会の審議の中では、そのことについては検証する時点で使用できる調査として、21年経済センサス基礎調査しかなかったもので、その結論はやむを得ないものとするものの、それで終了するのではなく、販売額や経理事項を調査している平成24年経済センサス活動調査においても、継続してその検証を行う必要があるとの指摘がありましたので、そのことを今後の課題に記載することとしました。

したがって「(3) 前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」については、おおむね適当であるという表現としております。

次に、資料1の5ページの下段のところですが、「(4) その他」は、先ほど第13回部会の結果概要は少し飛ばしたわけですが、それでも、「調剤薬局」と「レッカー車業」について、諮問案の妥当性や今後の検討作業の課題について、もともと諮問の中で意見を求められておりましたので、答申においても審議結果をまとめて記載しました。

アの「調剤薬局」については「日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点からも国際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大分類の変更を行わないことは適当である」としています。

ただし「薬局」とは「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所」と法令で定義されておりますので「調剤薬局」という分類項目名について、今後、統計調査の実施上の観点も踏まえ、検討を行う必要があるとしています。

イの「レッカー車業」については「その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討する」ということでしたので、それは適当であるとしています。

「なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある」としています。

最後に「3 今後の課題」ですが、最初の部分は全般的な課題として、今後も基本計画の趣旨を踏まえ、適時適切に見直しを検討が必要であるということ、その際には、今回は活用できなかった販売額や経理事項を把握している平成24年経済センサスー活動調査を活用すること、国際比較の観点からの検討を行う必要があること等を記載しました。

また、具体的な事項としては、部会の中で指摘のあった、2つの事項を今後の課題として記載しました。

一つは、一般原則の中の「第3項 分類の基準」のところですが、答申案の別紙1「一般原則」の3ページの上段に記載されているものですが、(1) (2) (3)という形で3つの基準が書いてあります。「生産される財又は提供されるサービスの種類」「財の生産又はサービス提供の方法」云々ということです。

一見、これは順序に意味がある、1番目が一番大事と見えますが、事務局に確認すると、必ずしもそういう趣旨ではないとの回答でした。

国際標準産業分類の表現だと「財、サービス及び生産要素に関するインプット」「生産プロセスと技術」「アウトプットの特徴」「アウトプットの用途」とあり、それについては序列をつけていない状態です。

国際標準産業分類の記載とも比較しながら、番号を付けるべきかを含めて、今後、検討すべきであることを我々の答申案では指摘しています。

先ほども少しお話ししましたが、もう一つは「『無店舗小売業』及び『管理、補助的経済活動を行う事業所』について」であります。先ほども申し上げましたように、今後においても、引き続き平成24年経済センサスー活動調査の実施結果により、問題点の把握・検証を行う必要があるという指摘をしました。

「無店舗小売業」については、部会の中で指摘がございまして、現在は「店舗を持たない小売業」としておりますので、店舗面積がゼロの事業所だけがこの分類に入ることになっていきます。

そうすると、例えばインターネットによる通信販売が売り上げの大宗を占めても、店舗があれば「無店舗小売業」にはならないわけで、それでよいのだろうかという指摘がありました。

急速に発展しているこれらのインターネットによる電子商取引の実態をより正確に把握する観点から、分類として見直す必要がないかを検討すべきであるという指摘が答申案にあります。

答申案には書き込みませんでしたでしたが、議事録を見ていただくと、資料1の参考資料3のところの2ページに書いてありますが、インターネットによる取引の関連で、ビジネスモデルとしてマーケットプレイスを展開している企業について、現在はその企業の売り上げが「情報通信業」に入っているが、それが適当かどうかという指摘もありましたが、今回は議事録にとどめ、答申案にはこのことは記載してありません。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

注目されていた「幼保連携型認定こども園」は「教育」の分類に入れると結論が出たようですが、よろしいでしょうか。

よろしければ、これは2つに分けてお諮りしたいと思います。

一つは、今回の諮問に対する答申文であります、資料1の内容「日本標準産業分類の変更について」ということについてお諮りいたしますが、お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

もう一つは別紙2として提出されました「日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方」は、今回に限らず、この後もこの原則に従って考えていくということですが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 では、この別紙2に基づいて、今後、検討していくということにしたいと思います。

部会の皆様、この基本計画部会で大変忙しい中、当該レビューを行いながら、こういった諮問、答申を検討していただきまして、誠にありがとうございました。

では、次の議題に入ります。「諮問第55号の答申『工業統計調査の変更について』(案)」、「諮問第56号の答申『工業統計調査の指定の変更について』(案)」につきまして、産業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告いたします。資料の方は、資料2という一連の番号がついておりますけれども、資料2-1、2-2、参考資料という形でついております。

内容的には、「工業統計調査の変更について」は諮問の第55号になるのですが、それと

合わせて56号の方で諮問されました「工業統計調査の指定の変更について」は、いわゆる名称の変更です。何々調査というものから何々統計を基幹統計とするという、その2つについて議論をいたしました。

部会の回数としては、都合2回、8月に行われましたが、第1回の審議に関しては既に報告しておりますので、今日は第2回目の審議、第42回産業統計部会の結果の概要と、答申案そのものについてお諮りしたいと思います。

まず、結果概要に関してですが、資料の番号でいうと、資料2の参考資料の1が「第42回産業統計部会結果概要」となります。

ここでは、主に2点議論をいたしまして、一つは工業統計調査そのものの変更、それから、先ほど申し上げました、いわゆる名称の変更、正確には工業統計調査の指定の変更を話し合っております。部会が行われた日は、8月30日となります。

まずは、工業統計調査の変更に関してなのですが、それに関しましては「労働生産性について」ということと「有形固定資産の把握について」を、今後どのようにするかということについて審議いたしました。結論を申しますと、労働生産性の把握に関しても、全要素生産性の把握に関しても、工業統計調査に限って議論するというよりは、むしろ基本計画の中で、特にこれは守備範囲としては第1ワーキングの方になると思うのですが、経済統計全体の問題として扱っていただくのが適切であろうという意見が、部会の中では大勢を占めました。

私が、たまたまと言うべきなのかどうか分かりませんが、第1ワーキングの委員でもありましたので、そのことを第1ワーキングにて報告させていただき、それは第1ワーキングの報告の中に反映されました。

続きまして、工業統計調査の指定の変更に関して、いわゆる今まで工業統計調査を基幹統計としていたわけですが、それを工業統計と直す。

これに関しましては、前回の委員会で「工業」という言葉が今は余り使われなくなっている中で、「製造業」という言葉に直したほうがいいのではないかと、それも含めて検討するということと宿題をいただいていたわけですが、結論からいうと、今までどおり「工業」という言葉を使って、基幹統計の名称としては「工業統計」という言葉を使うということになりました。

その理由は幾つかあるのですが、一つは工業統計調査ないしはそれを実施する工業統計調査の対象というのは、製造を行っている事業所、ですから、本社であるとかいったものは含まれずに工業を業として営んでいるところというのが対象である。

そのことから、もともと「工業統計調査」という言葉が使われていたということがありますので、ここで「製造業」と変えてしまうと、業として工業を行っているところだけが対象なのであるということが、混乱してしまうのではないかと。

昔から「工業統計調査」ないしは「工業統計」という形で使ってきたので、今後もそう使うのが適切であるということが1点、もう一つは「工業」という言葉には「工」を「業

(なりわい)」とするものという意味があるということで、これは実施部局の方からいただいた意見なのですけれども、そのことが工業統計調査を工業統計調査として成り立たせている理由なのだから、それは今後も使い続けていくことにしたい。

あと、余りそのときには議論に出なかったのですけれども、法律の関係です。

「工業統計調査」という言葉を使っている法律というのは多分いっぱいあって、補助金との関係であるとかそういったものが、きちんと名称を変更するときに、名称変更に伴った法律の改正が行われます。それがきちんとなされるのか、そういうシミュレーションをしてみないと、なかなか単純に名称変更とは言いながら、実際上の問題として実害が発生し得るとこともあります。これは工業のときの理由ではなくて、漁業センサスの時にもそういう議論があったのですけれども、そういうこともありまして「工業統計」という名称にする。「工業統計調査」を「工業統計」という名称に変更するということにいたしました。

以上が第42回産業統計部会、審議の回数としては2回目の部会での議論の概要であります。

続きまして、今度は資料2-1のほうになりますけれども、答申案そのものについて説明をいたします。

答申案は、見ていただきますと、大きい番号で「1 本調査計画の変更」、2ページ目に大きい番号2で「工業統計調査の改正について」、4ページ目になりますけれども「3今後の課題」です。

諮問自体が分かれているということから別の資料となっておりますけれども、先ほど言いましたように、本来は一体で議論されるべきものでしたので、資料2-2の方にあります、答申第56号の答申の「工業統計調査の指定の変更について」についてもあわせて報告させていただきます。

まず、資料2-1の「諮問55号の答申 工業統計調査の変更について(案)」とありますけれども、先ほど説明しましたように、まず、最初は「本調査計画の変更」ということで「(1)承認の適否」となっています。

こちらは、結論を文章の末尾のほうに記してあるわけですが、変更を承認して差し支えないという結論となっております。

「理由等」といたしましては、本調査の報告を求めるために用いる方法について、調査客体及び実施主体の実査時の混乱の回避等の観点から、現行の調査系統はなるべく維持しつつ、そういう対象事業所の範囲をわかりやすく変更するというものであったので、適当であるという理由になっています。

どのように変更があるのかということは、資料2-1の1ページ目の下半分のところで図で示してあって、これを見ていただいても、従前は従業者の規模と単独事業所であるのか複数事業所であるのかということに応じて、複雑に調査票の配り分けというものが行われなければいけなかったのですけれども、それが変更後はすっきりして、これによって、実査の段階で発生していた、多少の混乱というものが完全に回避できるという格好になっ

います。

ただし、見かけ上は非常にすっきりとするわけなのですけれども、今までとは守備範囲が変わったりする部分が出てくる。郵送の形ですけれども、特に新たに民間の事業者が調査票を回収しますですので、それに関しては、特に地方公共団体の方から、精度がきちんと確保できるのかということについて強い懸念が示されました。

それに対しては、経済産業省から、民間委託事業者における回収率の確保及び審査水準の維持などに努めるなどの措置をとることを表明されましたので、そういった議論を踏まえて、おおむね適当と結論しております。

続きまして、資料2-1のページでいいますと2ページ目になりますが、前回の答申における今後の課題への対応、前回出た宿題への対応という部分について報告します。

大きく分けると2つ、もっと細かく分けると、2つ目がア、イ、ウ、エまでありますので5つということになりますが、順次御説明いたします。

まずは「『常用労働者』に関する範囲・概念と用語についての見直し」ということに関してなのですけれども、これに関しましては、審議を行っていた時点では、基本計画部会等のほうで係争中というか、「常用労働者」という言葉の使い方についてまだ議論が進行中であったということを踏まえまして、結論としては、3ページ目のアの最後のほうに書いてありますけれども、「常用労働者」の用語の扱いに関しては、今般取りまとめられる「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果」を踏まえた上で、対応を検討するということになっています。

もう一つ触れ忘れましたけれども、「常用労働者」という言葉とともに従業者数の調査項目に関してということなのですが、こちらに関しては、前回の宿題が出た時点では、経済センサスー活動調査というものが実施される前であったわけですけれども、その後、経済センサスー活動調査、第1回目のものが行われて、そこで従業者数の調査項目に関しては整理が行われたので、それを踏襲するというので、前回の答申における「今後の課題」で対応するとなっております。

次に、3ページ目の「イ 労働生産性に係るデータ等の整備について」なのですが、要は調査票の中で生産に関わる従業者と、いわゆる管理部門に関わる従業者との数を分けてとるとというのが、生産性を把握する上で適切ではないのかというのが、前回の答申で出された課題であったわけなのですけれども、これは先ほど少し説明をいたしましたけれども、工業統計に限った課題というよりは、経済統計全般に関わる課題として扱っていただくということと整理いたしました。報告者負担等のことを考えると、工業統計調査に関しては、管理部門と生産部門とを分けて把握するということが非常に実査上は困難であるということから、従来どおり、管理部門と生産部門とは分けずに把握するというのが結論となっております。

次に、今度はウですけれども「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合について」ということで、これを品目ごとに何パーセントぐらいが輸出に向けられているのかというの

を、調査票の中で把握するように検討しなさいというのが宿題でした。これも結論といたしましては、品目ごとに輸出の割合を書くというのは、報告者にとって負担が大きい。

現在でも、総額に関しては輸出の割合がどれくらいであるのかというのは書くことになっているので、そちらのほうで、いわゆる輸出がどれくらい行われているのかということ把握するという整理になりました。

続きまして、今度はエになりますけれども「経年的な変化が少ない調査事項の簡素化又は周期化」ということで、要は用水です。

工業用水の使い道等について、どれくらい水を使ったのですかという項目があって、それは毎回毎回答えるというのは報告者のほうにとって負担であろうから、それを毎回毎回把握するのではなくて、2回置きであるとか3回置きであるとか、そういうふうに把握してはどうかという検討課題というものが出たのですけれども、結論からいうと、これはかえって周期化すると回答者の負担が増えるであろう。

なぜかという、2年前、3年前、ずっと前の調査票まで遡って、どういうふうにかいたのかというのをチェックして答えなければいけない。

それよりは、これは毎回毎回とったほうがいいだろうということで、調査項目の中を含めることになりました。

ただし、それに関しまして、今回は間に合わないのですが、そのように毎回毎回調査をしていて、なおかつ余り頻繁に変わるとは考えられないものに関しては、プレプリント等で対応するというのがいいのではないかという御意見が出されて、これに関しては、経済産業省のほうで御検討いただくということになっています。

最後に「今後の課題」、今回出す宿題ということになりますけれども、これに関しましては、4ページ目の3番ということになります。

まず、(1)と(2)と2つあるのですけれども、そのうちの最初のほう、今までと違う形で調査の守備範囲の切り分けというものが行われました。このため、特に民間事業者の守備範囲というものが拡大される形になりますので、それに関して結果精度の維持及び回収率の観点から検証をきちんと行ってくださいというのが、最初の課題になっております。

2番目の課題に関しましては、先ほど出てきましたプレプリントの適用の範囲というものに関して、回答の変化の頻度や何かを検証した上で、もし可能であればプレプリントの範囲を拡大していただくということを検討していただくこととなりました。

以上が資料2-1に関する報告ですけれども、資料2-2に関しては、第42回部会の結果概要のところでも申し上げたとおりで、「工業統計調査」を変えて「工業統計」というものを基幹統計の名称とする。

その理由については先ほど申し上げたので、私の報告はこれまでとさせていただきます。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、答申案についてお諮りしたいと思います。「諮問第55号の答申『工業統計調査の変更について』、諮問第56号の答申『工業統計調査の指定の変更について』」の本委員会の答申は、資料2のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料2によって総務大臣に対し、答申をいたします。ありがとうございます。また、産業統計部会の皆様におかれましては、お忙しい中を御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

次の議事に移ります。「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」を、匿名データ部会の椿部会長から御説明をお願いいたします。

○椿委員 資料3を御覧ください。

諮問第57号の答申に関しましては、第14回匿名データ部会を9月2日に開催して、1回で答申案をまとめました。「計画の適否」「理由等」「今後の課題」と3部構成から成っております。

まず、結論として、19年調査の調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性はおおむね確保されているものと認められることから、適当と判断しましたが、若干の修正が必要でございます。

まず「理由等」でございますけれども「19年調査の匿名データ作成の基本的な方法」というのは、基本的に平成16年の国民生活基礎調査の匿名データ作成方法に則っているということ、19年調査で新たに追加された調査項目についてそれなりの判断がされ、それは少ないということ、16年調査の匿名データに対して、見送った項目を有用性の観点でさらに追加していることを私どもは総合的に評価いたしました。

(2)ですが「匿名データ作成方法の変更」に関しましては、年齢の上限がこれまでの85歳から90歳に変更されたということに関しては高く評価しているところで、適当と判断しております。

2ページ目に行ってくださいけれども、トップコーディングの上限値はやはりそれぞれ変更しておりますけれども、これがやはり16年度作成基準である1%閾値基準に基づいて若干の変化がありました。

この中では、実は上限値を変更することによって有用性が低下するというものもあったのですが、これに関しては匿名性の観点から、やむを得ないと考えた次第です。

しかしながら、育児費用については、有用性の観点とデータの分布状況を判断して、本来の計画の上限値7万円を7万5,000円に変えるということを決めさせていただきました。ここは判断として変えたところです。

それから、19年度調査に関して新たな項目が追加されました。これに関しても、追加していただいた項目を匿名化して提供していただくということに関しては、妥当と判断して

おりますけれども、いわゆる心の状態に関しては、若干、別の措置をとってことは、やむを得ないものとした次第です。

「16年調査で提供を見送った項目」についての提供ということに関しては、これは妥当であると判断しましたがけれども、これは16年度調査に関して、戻すか、どの匿名データをどう対処するかということに関しては、今後の課題の中に反映いたしました。

トップコーディングに関する基本統計量の提供をユーザーに対しては行っていたかどうかということで、これは前回の「今後の対応」に適切に判断していただいたということで妥当と判断しています。

「今後の課題」は、実は前回の課題のうち（１）（２）というものをもう一度出さなければならぬということになりました。

これについて、前回の課題の中で、いわゆる地域情報を与えるということに関してはかなり難しい問題があるということで、今回、課題として出しましたがけれども、可能性の検討だけではなく、匿名性データの妥当性ということからも、もう一度検討していただいて結論を出していただければということです。

（２）の所得票の内訳情報につきましても、可能性だけではなく、匿名性の観点の妥当性も検討していただきたいということで、その種の判断をやっていただければと思います。

最終ページですが「匿名データの作成対象年次の拡大」ということに関して、3年ごとの大規模調査が実施されていることに関しては、提供時期の短縮の検討ということを引き続きお願いしたいということ、いわゆる項目の追加、変更ということが行われておりますので、前回つくった匿名データに対する反映なども検討していただければと思います。

本来、今回の部会というのは、これまで作っていただいた方針に基づいておおむね作っていただいたということで、かなりある意味で軽微な修正の部分が多かったわけです。

匿名データ部会としては、最終的に厚生労働省がどのような形で匿名化データを作っているかということに関する、基準資料を出していただきました。

次回以降の部会では、その部分を踏襲しているということでしたら、部会の判断とはまた別の意味の軽減化というものがあるのではないかと考える次第です。

「今後の課題」について、引き続きということを私どもは申し上げましたがけれども、厚生労働省が19年のデータというものを迅速に作っていただいたということに関しては、高く評価したいと考える次第です。

1回の部会の中で結論を出していただきました、部会のメンバーの方々、部局の方々には感謝申し上げたいと思います。私の方は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

御意見、御質問がなければ、答申案についてお諮りしたいと思います。「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成につきまして」の本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3によって、これは厚生労働大臣に対して答申をいたします。ありがとうございました。匿名データ部会に所属されている委員の方々におかれましては、御審議をどうもありがとうございました。

次の議題に移ります。「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果について」です。

本件につきましては、先ほど開催されました第44回の基本計画部会において決定したとおりでございますが、一部御意見を承っております。

この部分につきましては、皆様にメールで御意見をいただきたいということもございません。それをもとに修文、加筆し、修文案を私の方で作成し、皆様にお示しすることをもって本委員会の決定としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

先ほどの基本計画部会で幾つか修正あるいは加筆すべきという御指摘がございましたので、それを反映させていただいて案を作りたいと思っておりますので、よろしければそのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

これは取りまとまった後でということですが、参考1の通知文をつけまして、後日、私から総務大臣に提出したいと考えております。

続きまして、最後に1件、報告がございます。

平成22年の2月に統計委員会から日本品質管理学会に対して「統計の品質評価に関する研究開発」の協力をお願いしてまいりました。これを受けまして、日本品質管理学会では、学会内に「統計・データの質マネジメント研究会」を設置していただき、研究を進めていただきましたが、その結果が今回まとまったということでございます。

いろいろ御苦勞をいただきました椿先生から、御報告をいただければと思います。

○椿委員 参考資料2です。

一般社団法人日本品質管理学会として、先ほど御紹介がありましたように、統計委員会に対して正式にこの種の研究成果が出たということについて、御報告申し上げる次第です。

基本的な内容は、基本計画に関わるいわゆるプロセスの質保証に関して、国際規格の中のISO20252というものを一部使えるのではないかと。これは全部を使うというのではなくて、公的統計の中に使える部分があるということで、今後、公的統計のプロセスの質を上げるためのチェックリスト等に使える内容というものを整備させていただきました。

この内容について、基本計画部会の第3ワーキンググループでも報告申し上げましたので、そちらのほうの先生方には重複になりますので、もし何か御質問等があれば、直接、私の方にしていただければよろしいのではないかと思います。

日本品質管理学会としては、この種のを各自治体及びいろいろな方々に使えるようにするために、日本品質管理学会の中でチェックリストをオフィシャルにパブリッシュす

る計画でございます。いわゆる日本品質管理学会の標準という形でパブリッシュする予定ですので、その種の活用も考えていただければと思います。

もちろん、標準に関する利用というものは極めてボランタリーなものでありまして、我々の参考情報を公表するというところでございます。

今後、公的統計の調査体制、プロセスの質ということに関して、活用できるようなチェックリストがアウトプットされたということで、本日はそれだけの報告にとどめさせていただきたいと思っております。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

日本品質管理学会に対して、厚く御礼申し上げます。これは統計委員会と学会との連携といったことの、今後の参考になる事例であったと思っておりますので、是非活用させていただきます。

今、椿先生からもお話がありましたように、第3ワーキンググループでこの説明は受けました。私もそのとき参加させていただいております、非常に有益な、御示唆に富むものであったと考えておりますし、また、ことしのレビューの中でもそれを参考にさせていただいたところがございます。

また、続いて次期基本計画を検討する際にも、是非参考にさせていただきたいと思っておりますので、椿先生を初め、日本品質管理学会に対して敬意を表したいと思っております。どうもありがとうございました。

本日、予定しました議事は以上でございます。

なお、本日の統計委員会は平成23年10月から始まりました第3期の統計委員会委員による審議の最後となります。御多忙の中、2年間にわたり審議の円滑な進行に御協力いただきまして感謝申し上げます。

また、特に本年度は、通常の諮問、答申のみならず、基本計画の最後の年度ということで、過去の審議の積み重ねとも言える総括的な評価あるいは次期計画に向けた基本的な考え方の取りまとめと、大変な時期であったと思っております。夏を徹して御審議いただきまして、心より御礼申し上げたいと思っております。

特にこの間、ワーキンググループの座長を初めとする委員の皆様、さらには専門委員、審議協力者の方々、関係府省等の方々、あるいは都道府県の方々で大勢の皆様にご多大なる御尽力、御協力をいただきまして、改めてここで感謝の意を表したいと思っております。どうもありがとうございました。

私も力不足ながら、取りまとめに邁進してきたつもりでございますが、この後、我々のこの第3期というのは10月13日までが任期ということで、それ以降につきましては、第4期の統計委員会でいろいろ御審議いただくということになるかと思っておりますが、次期基本計画の策定というのが待ったなしでやってくるということだろうと思っております。

そこにおきましては、今回のレビューの中でも基本的な考え方については示しておりますが、先ほどの基本計画部会でも提示されましたように、さらに深掘りをしていかなければ

ばならないテーマ、あるいは加筆、加えていかなければならないテーマということもあるかと思えます。

これにつきましては、ぜひ基本計画部会及びそれぞれのワーキンググループにおいて、慎重な検討を行い、審議をしていただきたいと考えておりますので、委員長としまして、ぜひよろしくお願い申し上げます。

また、事務局にもいろいろお世話になりまして、各府省の御協力もいただいたということで、いろいろ御苦勞をおかけしたと思えます。心から御礼を申し上げたいと思えます。

事務局から御挨拶があるということですので、お願いいたします。

○前川大臣官房審議官 8月1日付で統計委員会担当の大臣官房の総括審議官から経済社会総合研究所の次長に異動した前川でございますが、今、委員長からお話ございましたとおり、次期基本計画の審議の真っ最中ということで、当分の間、大臣官房審議官を兼任いたしまして、統計委員会を引き続き担当することになりました。

したがいまして、当分の間、井内と2人審議官体制でやります。

本日は、審議いただいた法施行状況に関する審議結果は、次期基本計画の基本的な考え方を含んでいるものでありますから、公的統計の整備について、これからの来年度以降の5年間の総合的、計画的な施策を講じていく具体的なもとなると考えております。

委員の皆様方の提言内容は、今後、中期及び長期の公的統計の整備に活かされていくものと考えておりまして、内閣府を含めて政府全体として、効果的かつ効率的な統計整備に生かしていきたいと考えております。

樋口委員長を初め、第3期の委員の皆様方には、2年にわたり本統計委員会において公的統計の整備について熱心に御議論いただき、厚く感謝申し上げます。

最後に、今限りで統計委員会を去られる先生方におかれましても、引き続きそれぞれの立場で御指導いただけるよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○樋口委員長 本当にどうもありがとうございました。以上で本日の会合は終了いたします。